書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第１０号
石川県七尾市三引町15部37番地
破産者　上田ミツ子
異議申述期間　平成25年12月20日まで
平成25年10月24日　金沢地方裁判所七尾支部

復 権 決 定

平成２５年（モ）第３０２８号
（平成２４年（フ）第３８５号）
埼玉県羽生市西３丁目12番16号
破産者　村田　宏之
１　決定年月日　平成25年10月24日
２　主文　破産者は復権する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第９号
栃木県栃木市境町21番８号
清算株式会社　株式会社昭工
代表清算人　田村　裕至
１　決定年月日　平成25年10月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所栃木支部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０３４号
東京都大田区山王４丁目17番２号プレジデント山王203号室
清算株式会社　株式会社ＫＯＢＡ
１　決定年月日　平成25年10月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

再生計画認可

平成２５年（再）第１号
京都府綾部市栗町平田31番地
再生債務者　株式会社マルテック
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年10月22日
京都地方裁判所第５民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第３号
岐阜市柳津町北塚４丁目41番地の３
再生債務者　株式会社エヌエスケイ（開始決定時の商号中村精工株式会社）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年10月21日　岐阜地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第４１号
兵庫県川辺郡猪名川町島字柿瀬29番地の９
再生債務者　村川　正人
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月13日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月27日から平成25年12月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再イ）第１７８号
愛知県半田市宮本町１丁目９番地の１　セントラル宮本402号、従前の住所愛知県半田市北二ツ坂町２丁目12番地の12　チッタ北二ツ坂タウンハウス305号
再生債務者　森　　政明
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月14日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月21日から平成25年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第５１号
兵庫県尼崎市富松町１丁目26番33―208号
再生債務者　村尾　満弘
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月14日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月21日から平成25年12月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第５２号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目２番８号
再生債務者　原田　浩二
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月14日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月21日から平成25年12月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第２３号
秋田県南秋田郡五城目町上樋口字樽沢69番地２
再生債務者　猿田佳奈子
１　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月15日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月29日から平成25年12月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第２５号
岐阜県各務原市鵜沼川崎町３丁目289番地１ラ・ペア幸水303号室
再生債務者　藤田　　実
１　決定年月日時　平成25年10月25日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月15日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月29日から平成25年12月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（再イ）第７４号
神戸市中央区栄町通３丁目４番10―208号
再生債務者　松田　　明
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月20日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月27日から平成25年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第９２号
神戸市垂水区泉が丘２丁目６番２号
再生債務者　大杖　幸雄
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月20日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月27日から平成25年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第３０号
奈良県大和郡山市高田町79番地40
再生債務者　坂田　秀行
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月20日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月28日から平成25年12月12日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（再イ）第５号
岩手県奥州市水沢区神明町１丁目６番32号
再生債務者　熊谷　裕樹
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月21日まで
４　一般異議申述期間　平成25年12月５日から平成25年12月19日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（再イ）第６号
岩手県奥州市江刺区米里字下川原27番地
再生債務者　後藤　英博
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月21日まで
４　一般異議申述期間　平成25年12月５日から平成25年12月19日まで
盛岡地方裁判所水沢支部